

前橋市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資  
団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年10月9日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

内 監  
令和元年10月9日

前 橋 市 長 山 本 龍 様  
前橋市議会議長 阿 部 忠 幸 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	藤 江 彰
同	富 田 公 隆

出資団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

## 出資団体監査結果報告書

### 1 監査対象団体

本市が資本金など4分の1以上を出資又は出捐している団体（出資団体）のうち、下記の団体を抽出し監査しました。

公立大学法人前橋工科大学（所管課：行政管理課）

### 2 監査期間

令和元年8月26日から同年10月9日まで

### 3 監査対象

平成30年度における当該団体への出資に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象としました。

### 4 監査方法

出資に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- ・会計規程等諸規程は整備されているか。
- ・会計規程等にのっとり経理処理がされているか。また、事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

（所管課関係）

- ・出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ・出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

### 5 監査結果

出資に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 公立大学法人前橋工科大学（指摘事項 4 件、要望事項 5 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

前橋工科大学附属図書館運営業務において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。

契約事務取扱細則等にのっとり秘密保持の観点から適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 契約事務について（要望事項）

前橋工科大学における契約事務において、会計規程、契約事務取扱細則等に基づき事務処理を行っているが、実際の事務処理が規程等の内容にそぐわない状況が見受けられるなど、適正な契約事務が執行されているか疑義が生じる状況であった。

契約事務の執行に当たっては、事務局全体で関係する規程等の再確認を行い、必要な見直しを行うとともに、職員一人ひとりが共通認識を持ち、より適正な事務となるよう努められたい。

ウ 現金取扱事務について（指摘事項）

現金の管理において、事務局内に設置している金庫に保管されていた不明金を収入として受け入れていたが、不明金を受け入れることについての顛末などを記載した報告書を作成していなかった。また、学務課で取り扱っている証明書発行手数料に過不足金が生じた際にも同様に報告書を作成していなかった。

会計規程にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

エ 雇用管理事務について（指摘事項）

有期雇用職員の雇用管理において、1日6時間を超えて勤務しているにもかかわらず休憩時間が付与されていないものが見受けられた。また、雇用管理簿の記載誤りによる賃金の誤支給や、出勤印、勤務したことを確認する確認印、所属長印が漏れているものが多数あるなど、適正な事務が行われているとは言い難い状況であった。

労働基準法にのっとり適正な休憩時間を付与するとともに、管理職によるチェック体制を整えるなど、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

オ 前橋工科大学施設の維持保全について（指摘事項）

前橋工科大学4号館において、屋上の天窓に嵌め込まれた窓ガラス材に複数か所のひび割れが見受けられた。

固定資産等管理規程第6条第2号及び第9条において、財産管理者は、建物などの固定資産の維持及び保全を行い、固定資産に修繕の必要があると認めるときは、必要な措置を講じなければならないと規定しており、損傷した当該窓ガラス材について、早期に修理しないと落下による事故や損害が生ずるおそれがあることから、管理規程にのっとり適切な維持保全の措置を講じられたい。

カ 前橋工科大学施設の維持保全について（要望事項）

前橋工科大学4号館、5号館及びメイビットホールの周囲に敷設されたインターロッキングブロック舗装において、複数の排水桝の周囲で舗装路面の陥没あるいは舗装縁石の隆起が見受けられた。

当該舗装の陥没あるいは隆起部分について、通行の際の事故防止や排水阻害を解消する観点からも早期に修繕を行うなど、適切な維持保全の措置を講じられたい。

キ 契約事務取扱細則の適切な運用について（要望事項）

実験棟2水理準備実験室遮光カーテン設置工事、ごみ置き場防鳥ネット設置工事

において、工事を発注しようとする際の業者の選定については、契約事務取扱細則で前橋市における一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者の中から選定するものとしているが、当該工事の発注に当たり、前橋市物品・役務等業務競争入札参加資格者に登録された業者を選定し契約していた。また、契約事務取扱細則第26条で随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとされているにもかかわらず、特に理由が記載されないまま1人からの見積書の徴取による随意契約の案件が見受けられた。

工事及び物品・役務の登録業者はそれぞれ取り扱う業種別に登録しているものであるため、工事の内容を精査し、適切な業者に発注するとともに、契約事務取扱細則にのっとり工事発注事務の適切な運用を図られたい。

ク 修繕及び整備工事支援に関する協定書の運用について（要望事項）

予定価格が130万円を超える修繕や整備工事を前橋工科大学で発注している事例が認められた。

契約事務取扱細則第30条第1項で契約金額が130万円を超える工事請負契約は建設工事請負契約書を使用することとなり、工事の発注、施工に当たっては、設計図書、仕様書、現場説明書、条件明示書などの関係図書が必要となるとともに、設計図書等の作成、監理・監督、検査などで専門技術的な知識、見解が必要となることから、公立大学法人移行時に前橋工科大学と前橋市との間で、効率的で的確に大学施設環境の保全に資することを目的として、「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」を締結しており、130万円を超える修繕及び整備工事の発注並びに工事施工に当たっては、本協定を有効利用し、設計図書等の作成や監理・監督、検査の支援並びに必要なに応じて技術的助言を得るよう検討されたい。

ケ 前橋工科大学全体における内部統制の再構築について（要望事項）

今回の監査において、契約事務、雇用管理事務における基本的な事務処理誤りが多数見受けられた。このことは、事務局職員や教員の適正な事務処理に対する認識が不足していることに加え、管理職によるチェック体制が機能していないことに起因しているものと考えられる。

総務課がリーダーシップを発揮し、事務処理手続きの合規性や効率性などについて積極的な検証を行い、適正な事務処理に対する認識を確立するなど、内部統制機能の再構築を図られたい。

(2) 行政管理課（指摘事項1件、要望事項3件）

ア 前橋工科大学施設の維持保全について（指摘事項）

前橋工科大学4号館において、屋上の天窓に嵌め込まれた窓ガラス材に複数か所のひび割れが見受けられた。

財務規則第184条第1項第2号では、主務課長はその事務を所掌する公有財産について、常に維持保全状況の適否を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定しており、損傷した当該窓ガラス材について、早期に修理しないと落下による事故や損害が生ずるおそれがあることから、財務規則にのっとり適切な維持保全の措置を講じられたい。

イ 前橋工科大学施設の維持保全について（要望事項）

前橋工科大学4号館、5号館及びメイビットホールの周囲に敷設されたインター

ロッキングブロック舗装において、複数の排水柵の周囲で舗装路面の陥没あるいは舗装縁石の隆起が見受けられた。

当該舗装の陥没あるいは隆起部分について、通行の際の事故防止や排水阻害を解消する観点からも早期に修繕を行うなど、適切な維持保全の措置を講じられたい。

ウ 修繕及び整備工事支援に関する協定書の運用について（要望事項）

予定価格が130万円を超える修繕や整備工事を前橋工科大学で発注している事例が認められた。

前橋工科大学契約事務取扱細則第30条第1項で契約金額が130万円を超える工事請負契約は建設工事請負契約書を使用することとなり、工事の発注、施工に当たっては、設計図書、仕様書、現場説明書、条件明示書などの関係図書が必要となるとともに、設計図書等の作成、監理・監督、検査などで専門技術的な知識、見解が必要となることから、公立大学法人移行時に前橋工科大学と前橋市との間で、効率的で的確に大学施設環境の保全に資することを目的として、「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」を締結しており、130万円を超える修繕及び整備工事の発注並びに工事施工に当たっては、本協定を有効利用し、設計図書等の作成や監理・監督、検査の支援並びに必要なに応じて技術的助言を行うよう検討されたい。

エ 前橋工科大学における契約関係規程の再整備について（要望事項）

行政管理課が所管する公立大学法人前橋工科大学における契約事務において、事務処理手順等を確認したところ、同法人会計規程、同法人契約事務取扱細則等に基づき事務処理を行っているが、実際の事務処理が規程等の内容にそぐわない状況が見受けられるなど、適正な契約事務が執行されているか疑義が生じる状況であった。

市所管課として、当該団体と協議し、適正な規程等が整備されるよう助言するとともに、今後の同法人における契約事務が適正な執行となるよう支援されたい。